

平成24年1月13日

花巻市長 大石 満雄

市有財産売払公告

1 売払物件（土地）の概要

花巻市

物件番号	所在地番	地目	地積	用途地域	建ぺい率 容積率	最低売却価格
1	双葉町 22 番 1	宅地	199.31 m ² (60.29 坪)	商業地域	80% 400%	8,110,000 円
2	上小舟渡 48 番 2	宅地	1,015.66 m ² (307.23 坪)	工業地域	60% 200%	9,310,000 円
3	城内 135 番	宅地	330.57 m ² (99.99 坪)	準工業地域	60% 200%	5,430,000 円
4	西宮野目第 6 地割 354 番(A) ※	宅地	約 418.12 m ² (約 126.48 坪)	第一種中高層住居 専用地域	60% 200%	3,630,000 円
5	西宮野目第 6 地割 354 番(B) ※	宅地	約 440.49 m ² (約 133.24 坪)	第一種中高層住居 専用地域	60% 200%	3,390,000 円
6	桜町三丁目 68 番 34 (A) ※	宅地	約 206.18 m ² (約 62.36 坪)	第一種中高層住居 専用地域	60% 200%	3,140,000 円
7	桜町三丁目 68 番 34 (B) ※	宅地	約 238.83 m ² (約 72.24 坪)	第一種中高層住居 専用地域	60% 200%	2,850,000 円
8	大迫町大迫第 14 地割 40 番 1	宅地	596.80 m ² (180.53 坪)	都市計画区域外		5,250,000 円
9	石鳥谷町好地第 3 地割 207 番 5	宅地	589.55 m ² (178.33 坪)	第一種中高層住居 専用地域	60% 200%	3,790,000 円

※物件番号4・5・6・7につきましては、落札者確定後に分筆する予定です。

2 売払方法

一般競争入札により売払います。

3 売払条件等

別途定める「市有財産売払一般競争入札募集要領」等（以下「要領等」という。）によります。

※「要領等」は、花巻市役所本庁の総務部管財課及び各総合支所の地域振興課にて配布します。

4 入札参加資格

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者とします。

5 入札日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年2月8日(水)午後2時
- (2) 場 所 花巻市役所 本庁(本館3階)302・303会議室
- (3) そ の 他 郵便等による入札は認めません。

6 入札への参加申込み

- (1) 受付期間 平成24年1月16日(月)から平成24年1月27日(金)まで ※土・日・祝日を除く
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) 受付場所 花巻市花城町9番30号 花巻市役所 本庁(本館2階) 花巻市総務部管財課
- (4) 申込方法 要領等で示す申込書類を持参し、提出してください。

7 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として、平成24年2月3日(金)までに、入札金額の100分の3以上の金額を納付してください。

8 落札者の決定方法

最低売却価格以上の最高金額の入札者を落札者としますが、落札となるべき同金額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きの方法により決定します。落札者がいない場合は、初回の入札参加者を対象として、再度入札を1回実施します。

9 土地売買契約の締結

売払いの相手方となった方には、市有財産売払決定通知書により通知しますので、契約締結期限(売払決定通知日の翌日から10日以内)までに契約を締結してください。期限までに契約を締結しないときは、売払決定を取消します。ただし、分筆を要する物件の場合は、分筆後に契約を締結するものとします。契約書に貼付する収入印紙に係る費用は、落札者の負担となります。

10 売買代金の支払方法

契約締結時に、売買代金の全額を納付するか、もしくは、契約保証金として売買代金の100分の5以上の金額を納付し、契約締結日から60日以内に売買代金を完納してください。(入札保証金を契約保証金又は売買代金に充当することができます。また、契約保証金を売買代金に充当することができます。)

11 所有権移転登記等

売買代金が完納されたときに、本物件の所有権が移転し、本物件を引渡すものとします。所有権移転登記は、花巻市にて行いますが、その登記に係る登録免許税(収入印紙代)は、落札者の負担となります。

12 用途指定

落札者は、売買契約締結日から5年を経過するまでの間、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用及びこれに類する用に供することができません。

13 その他

入札に参加しようとする方は、事前に現地を十分確認し、要領等の内容を承知の上、お申込みください。なお、詳細についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

【お問い合わせ先】

花巻市総務部管財課市有地管理係(電話0198-24-2111 内線432)